

名古屋市道路附属物自動車駐車場 指定管理者募集要項

令和 5 年 5 月

名古屋市緑政土木局

目次

はじめに	1
1 対象施設	2
2 管理運営方針	3
3 業務の内容	3
4 応募者の資格	4
5 管理の基準	6
6 指定期間及び管理経費	13
7 市と指定管理者の責任分担	17
8 損害賠償責任	18
9 自主事業	18
10 指定の取消し等	18
11 応募方法	20
12 応募に関する留意事項	23
13 選定方法	25
14 スケジュール（予定）	29
15 協定の締結	30
16 その他	31
17 問い合わせ先	32

はじめに

名古屋市（以下「市」といいます。）は、市街地における駐車需要に応じ、安全かつ円滑な道路の交通の確保を図ることを目的として、平成 7 年より道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 2 項に定める道路附属物自動車駐車場を設置しました。その後、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を目的として、平成 22 年度より指定管理者制度による管理運営を導入し、現在に至っています。

このたび、市は、名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（平成 21 年名古屋市条例第 52 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項に基づき、名古屋市吹上駐車場、名古屋市吹上中央帯駐車場及び名古屋市大曾根駐車場（以下「駐車場」といいます。）について、次のとおり令和 6 年度から令和 9 年度までの駐車場の管理運営を行う指定管理者を募集いたします。

1 対象施設

(1) 募集の単位

本募集では、吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場で1者、大曽根駐車場で1者の指定管理者を募集します。

複数の駐車場の指定管理者に応募される場合は、それぞれの駐車場ごとに応募が必要です。

(2) 施設の概要等

募集を行う駐車場の概要は、次のとおりです。

ア 吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場

名 称	名古屋市吹上駐車場	名古屋市吹上中央帯駐車場
所 在 地	名古屋市昭和区吹上二丁目1番	名古屋市千種区吹上二丁目13番
設置年月	平成7年5月	東：平成8年4月 西：平成9年4月
形 式	自走式地下駐車場 (地下1階及び地下2階)	自走式平面駐車場
構 造	鉄筋コンクリート造	平面式駐車場
面 積	10,300 m ²	5,888 m ²
収容台数	199 台※	172 台
優先スペース 設置基準	4 台	4 台
受入可能車両	H2.1m・W1.9m・L5.3m	H3.0m・W2.0m・L5.6m

※ 一部閉鎖している車室があります。(令和5年5月24日時点 27台)

イ 大曽根駐車場

名 称	名古屋市大曽根駐車場
所 在 地	名古屋市北区大曽根三丁目1201番
設置年月	平成18年12月
形 式	自走式地下駐車場(地下2階)
構 造	鉄筋コンクリート造
面 積	6,774 m ²
収容台数	146 台※
優先スペース 設置基準	3 台
受入可能車両	H2.1m・W2.0m・L5.6m

※ 一部閉鎖している車室があります。(令和5年5月24日時点 3台)

2 管理運営方針

(1) 基本方針

指定管理者の創意工夫に基づいた質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費の節減と利用率の向上を図り、以て違法駐車の減少に資することを目標とします。

(2) 維持管理方針

施設や設備は、その機能と特性を十分に把握したうえで、すべての施設を清潔に保ち、かつ、その機能を正常に保持し、次年度以降の運営を視野に入れ、適正な維持管理と必要に応じた保守点検を行います。

(3) 運営方針

ア 利用者の安全を確保し、快適に利用できる駐車場運営のため、施設の適正な維持管理に努めます。

イ 違法駐車 の 減少に資する施設として利用促進に努めます。

ウ 多様な利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映させます。

エ 円滑な管理運営を保持しつつ、管理経費の節減に努めます。

オ 苦情のない施設運営に努めます。

3 業務の内容

指定管理者は、次の業務を行うこととします。各業務の詳細については、別添「名古屋市道路附属物自動車駐車場指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」といいます。）を参照してください。

(1) 駐車場を一般の利用に供すること。

(2) 駐車場の利用料に関すること。

(3) 料金徴収機等の設置及び管理に関すること。

(4) 駐車場の維持管理、修繕、法定点検及び保守点検に関すること。

(5) 災害や事故等、緊急時の対応に関すること。

(6) 事業計画書及び収支予算書に関すること。

(7) 事業報告書及び収支決算書に関すること。

(8) 管理運営状況の点検評価、利用者満足度調査及び周辺路上駐車調査に関すること。

(9) 業務の引継ぎに関すること。

(10) その他駐車場の近隣施設との連絡調整を含む管理運営に付随すること。

4 応募者の資格

(1) 応募の要件

応募者は、法人又はその他の団体（以下「法人等」といいます。）若しくは複数の法人等により構成されるグループとし、1 か所 100 台以上の規模で、利用者から時間料金及び定期駐車料金を徴収する立体自走式駐車場について過去に継続して 3 年以上の管理実績を有することが必要です。個人での応募は受け付けません。

複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成団体のいずれかが上記の管理実績を有していれば、応募することができるものとします。なお、グループで応募する場合は、当該グループの構成団体の中から代表法人等を定めてください。

グループでの応募にあたっては、単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。また、同時に応募する複数のグループの構成団体となることもできません。

(2) 応募者の制限

次に該当する法人等は、応募資格を有しません。また、次に該当する法人等が構成団体となっているグループも応募資格を有しません。応募資格を有しない者の行った提案については無効とします。なお、セを除く項目は、申請書類の提出期限の日現在をもって確認を行います。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

オ 募集の公表を開始した日から候補者選定（選定結果の通知の日を指す。以下同じ。）までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の期間がある者。

カ 法人税、市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納している者

キ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2 年を経過しない者

ク 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1 年を経過しない者

ケ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている法人

コ 直近の決算において債務超過となっている法人

サ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等である場合は、当該組合の組合員が本公募に参加しようとする者

- シ 名古屋市道路附属物自動車条例施行細則（平成 21 年名古屋市規則第 108 号。以下「規則」といいます。）第 4 条第 1 項に定める「指定管理者選定委員」（P27）に掲げる指定管理者選定委員が経営又は運営に直接関与している者
- ス 健康保険・厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者（各保険について加入する義務がない者を除く）
- セ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19 総行 経第 9 号）に基づく排除措置対象法人等

※指定管理者の選定にあたり、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には、原則として指定の取消しを行います。

5 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

駐車場は、条例に基づき設置された公の施設です。指定管理者は、関係法令（名古屋市道路附属物自動車駐車場条例、名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則、道路法、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規、消防法、その他関連法例等）を遵守し、駐車場の設置目的に沿って、施設利用者の安全性及び快適性に考慮した管理運営を行っています。

(2) 本店、支店又は営業所の設置

指定期間中は名古屋市内に本店、支店又は営業所を設置してください。

(3) 供用時間及び入出場取扱時間等

供用時間及び入出場取扱時間等については次のとおりとします。

ア 供用時間及び入出場取扱時間

供用時間及び入出場取扱時間は次表のとおりです。ただし、入出場取扱時間については提案により、市と協議のうえ変更することができます。また、駐車場の修繕工事その他の理由により必要があると市が認めるときは、協議のうえ、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができます。

駐車場	吹上駐車場	吹上中央帯駐車場	大曽根駐車場
供用時間	24 時間（年中無休）		
入 出 場 取扱時間	午前 8 時から 午後 9 時まで	24 時間	午前 7 時から 翌日の午前 1 時まで

イ 市の理由による駐車場の全部又は一部の供用の休止

市は、駐車場の修繕工事その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用の休止を命ずることがあります。これにより生じた営業に係る損失その他一切の損失に対して、市は補償を行いません。

(4) 職員の配置等

各駐車場に職員等を常駐させる必要はありませんが、駐車場の利用案内、申込みの受付業務、トラブル・事故対応、不審者等の入り込み対策や災害発生時の対応等、施設利用者の安全性及び快適性を考慮し、良好な利用環境を維持するために必要な人員の配置又は体制の構築をしてください。

大曽根駐車場については、防火管理者を選任する必要があります。

(5) 料金徴収機等の設置及び管理

料金徴収機等の詳細な仕様及び設置計画を提案してください。リース契約により料金

徴収機等を調達する場合、機器の能力に関する提案とともに、リース会社も記載してください。

料金徴収機等の設置及び管理に係る責任区分は指定管理者に帰属します。

現在使用している料金徴収機等は、現指定管理者が設置した機器であるため、現指定管理者が撤去します。自らが調達した料金徴収機等を市長の承認を得た上で設置してください。

なお、原則として、現指定管理者は令和 6 年 3 月 31 日までに現行機器の撤去を行う予定であり、新指定管理者は指定管理期間の開始後に自らの調達した機器を設置していただきますが、入出場取扱時間等を鑑みて、できる限り利用者の利便を損なうことが無いよう、現指定管理者と協議のうえ、機器の設置を行ってください。

決済手段は原則現金及びキャッシュレス決済の双方に対応することとします。キャッシュレス決済は電子マネーや QR コード、クレジットカード等の現金以外での決済をさします。現金決済においては、令和 6 年発行予定の新紙幣にも対応してください。割引・ポイントサービス等、利用者サービスの向上に係る事業があれば併せて提案してください。

(6) 利用料金

利用料金の設定にあたっては、次の項目によるほか、周辺駐車施設の料金体系と著しく均衡を失しないようにしてください。

ア 基本料金

駐車場の基本料金は、以下の基準額に 0.7 から 1.3 を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

入出場取扱時間内	指定管理者が市長の承認を得て定める駐車時間までごとに 30 分に換算した額が 200 円となる額
入出場取扱時間外	入出場の取扱時間外の駐車 1 回につき 600 円

イ 1 日最大料金

指定管理者は、1 回の入出場の取扱時間において、指定管理者が市長の承認を得て定める時間を超えて継続して駐車した場合における利用料金については、その超えた時間を除いて計算することができます。

ウ 回数券及び定期駐車券の料金

指定管理者は、回数券及び定期駐車券を発行することができます。この場合の利用料金は、これらの通用時間に相当する利用料金からその 5 割（定期駐車券にあつては、9 割 5 分）以内の額を割り引いて指定管理者が市長の承認を得て定めることができます。

※利用料金の詳細は別紙 1 を参照してください。

エ 利用料金の減免

障害をお持ちの方などが乗車する自動車が駐車場を利用する場合は常時、利用料金の減免をしてください。減免の対象及び減免額は次表のとおりです。

減免の対象	減免額
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が乗車する自動車が利用する場合	利用料金の 5 割。 （すべての料金区分に適用されます （※）
戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者が乗車する自動車が利用する場合	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者が乗車する自動車が利用する場合	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が乗車する自動車が利用する場合	
市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）の交付を受けている者が乗車する自動車が利用する場合	
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条に規定する医療受給者証の交付を受けている者が乗車する自動車が利用する場合	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 22 条第 8 号に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が主務大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）の交付を受けている者が乗車する自動車が利用する場合	
障害者総合支援法第 51 条の 7 第 8 項に規定する地域相談支援受給者証（特定疾病者に係るものに限る。）の交付を受けている者が乗車する自動車が利用する場合	
区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特定疾病者に係るものに限る。）の交付を受けている者が乗車する自動車が利用する場合	

※減免については、一回利用、定期券、回数券（プリペイドカードを含みます。）等、利用料金を徴収する全ての料金について行ってください。

※提案により、5 割を超えた減免を実施する場合、その費用は指定管理業務にかかる経費に含めないでください。

(7) 業務の委託

指定管理者は、第三者に対して「3 業務の内容」(P3)で定める業務を一括して委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、指定管理者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で市が認める業務については、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

(8) 市による業務評価の実施及び公表

市は毎年度、指定管理者の年間を通じた管理運営状況等について評価を行います。指定管理者が提出した管理運営状況等についての書類及びヒアリングにより評価を決定します。市は毎年度実施した評価の結果を公表するとともに、次期指定管理者の選定に活用します。

業務評価の結果、指定管理者の管理水準が、市の要求する管理水準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行います。それでも管理水準の改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

(9) 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納、その他の事務の執行について、市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応してください。また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等を図っていただきます。

(10) 随時調査

前記(8)、(9)に定めるほか、市は指定管理者による管理運営状況について施設の立入調査を随時実施し、その調査結果を踏まえて指定管理者による管理の適正化を図ります。

(11) 情報の保護及び個人情報等の取扱い

指定管理者には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる義務が課せられます。

なお、その具体的内容である個人情報の開示、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、名古屋市と締結する協定中に定め、これを遵守していただきます。

(12) 管理用監視カメラの管理、運用

指定管理者は、事故の防止、犯罪の防止等を目的として、駐車場の特定の場所に継続的に設置され、かつ特定の個人を認識できる画像を撮影し記録する機能を有するものを設置及び運用する場合については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針の廃止について（令和 5 年 3 月 28 日付 4 ス市第 161 号）の趣旨に従ってください。

い。本市が設置した管理用カメラの位置は別図 1「指定管理者管理区分図」のとおりです。

(13) 情報の公開

公の施設の管理に関する情報公開を行うため、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号。以下「情報公開条例」といいます。）に基づき、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を市と協議のうえで講じてください。

(14) 備品について

備品とは、図書は単価 5,000 円（税込）以上、図書以外は単価 20,000 円（税込）以上の物品のことをいいます。取扱い等については次のとおりとします。

ア 備品の貸与

指定管理者は、市が用意する備品を無償で 사용할 ことができます。当該備品の管理については、市の定める「貸付備品の管理に関する事務要領」により行うものとします。

イ 指定管理者による備品の購入

指定管理者は、市が貸し付けた備品が業務の遂行に供することができなくなったとき又は本業務の実施に必要となったときは、市との協議により、備品を購入その他の方法により調達することができます。この場合において、調達にかかる費用を指定管理業務にかかる経費に含めた場合は、当該備品の所有権は名古屋市に帰属するとともに、使用および管理については上記アを適用します。

指定管理業務にかかる経費以外の費用で備品を調達した場合は、当該備品の所有権は指定管理者に帰属するとともに、指定期間の満了時には、指定管理者が自己の責任と費用で、当該備品を撤去するものとします。

(15) 障害者差別解消に係る配慮

指定管理者は、管理業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 7 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとします。

(16) 暴力団の施設利用等における措置

暴力団の施設利用等における措置については次のとおりとします。

ア 駐車場が暴力団の活動により利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるとの疑義があるときは、市の担当部署を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。その結果、利益になる利用であるとの回答又

は通報があった場合には、原則として指定管理者において利用の不許可処分を行うこととします。

イ 指定管理者は、駐車場の管理運営にあたり、暴力団又は暴力団員等からの妨害（不法な行為等で指定管理者の業務履行の障害となるものをいいます。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにも関わらずこれを要求し、又はその要求方法、様態もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいいます。）を受けた場合は、遅滞なく市へ報告し、警察へ被害届を提出してください。

(17) 苦情処理

指定管理者は、利用者等からの苦情対応に関するマニュアルを整備するとともに、苦情発生時には適切かつ速やかな対応を行うものとします。また、必要に応じ、市に苦情内容及び対応内容等を報告してください。

(18) 災害や事故等、緊急時の対応

災害や事故等、緊急時の対応については次のとおりとします。

ア 予防措置

(ア) 指定管理者は、防災・災害対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、職員への周知徹底、必要な研修・防災訓練等を実施してください。また、市の実施する公の施設の情報伝達訓練等に参加した際は、職員間で情報共有を図ってください。

(イ) 指定管理者は、市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するように努めてください。

(ウ) 指定管理者は、施設・設備等の点検を実施し、危険個所の把握を行い、速やかに対処してください。

イ 災害発生時等

指定管理者は、災害の発生又は災害の発生の恐れがある場合は、迅速に非常配備態勢を確立するとともに、利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行ってください。また、災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、状況把握に努め直ちに市へ報告するほか、必要に応じ警察署、消防署、医療機関等の関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたってください。

なお、利用者の安全を確保するとともに、適切な措置を行うため、市は指定管理者が行う業務の一部又は全部の停止を命じることができるものとします。

(ア) 大雨・洪水警報の発令時

大雨・洪水警報の発令中で、現地の状況から浸水の恐れがある場合には、止水板の設置を行ってください。その後浸水の恐れがなくなった場合には速やかに解除し

てください。止水板の場所は別図 2「止水板について」のとおりです。

(イ) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合等の対応

- a 入出場取扱時間内に南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合、駐車場利用者への案内を行うものとします。入出場取扱業務の中止及び駐車場の閉鎖については、市と協議し、臨機の措置をとるものとします。また、当該業務を再開しようとするときは、速やかに市へ通知し、その承諾を得るものとします。
- b 大規模地震が発生した場合、駐車場の被害状況の把握及び市への報告を行うものとします。

ウ 事故発生時における実施業務

(ア) 利用者被害発生時

指定管理者は、利用者の安心・安全を第一に、応急措置など迅速な対応を行うものとします。また、直ちに市に報告するとともに、市と協力して原因究明にあたるものとします。

(イ) 第三者による施設被害発生時

指定管理者は、交通事故等、第三者が原因となる駐車場への被害が発生した場合、責任をもって原因者と復旧等に関する交渉を行うものとします。また、損傷した施設は速やかに復旧し、利用不能期間が最小限にとどまるよう努めるものとします。

(19) 利用者満足度等の把握

指定管理者は、駐車場の特性や運営形態等に応じて、利用者満足度調査等により、利用者の意見を聴取していただきます。その結果については分析し市に報告するとともに、その後の管理運営に反映するようにしてください。

また、市が必要と認める場合には、その結果等について全部又は一部を指定管理者により公表していただきます。

(20) 周辺路上台数駐車状況調査の実施

指定管理者は、駐車場の目的である違法駐車の減少の成果を図るため、周辺路上の違法駐車台数の調査を毎年 11 月に実施していただき、その結果を市に報告するとともに、その後の管理運営に反映するようにしてください。

(21) 環境配慮の取組

指定管理者は、「名古屋市役所環境行動計画 2030」に基づき、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組に努めてください。

(22) 自家用電気工作物の保安業務

吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場における自家用電気工作物について、指定管理者は電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 39 条第 1 項の義務を果たすものとします。

大曽根駐車場については、上層階（公募対象外）を含めた一体的な施設について保安業務を本市が別途委託しています。

- (23) 吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場においては、名古屋市中小企業振興会館（以下「吹上ホール」といいます。）の利用が多いことを鑑み、吹上ホールの販売する回数駐車券にも対応してください。

6 指定期間及び管理経費

(1) 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年間

(2) 管理経費

ア 収入

収入予算の積算にあたっては、その積算の考え方を詳細に示してください。

(ア) 駐車場の利用料金

駐車場の利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の収入予算の積算にあたっては別紙 2 の過去における利用状況並びに現指定管理者収支を参考にしてください。

(イ) 雑収入

自主事業により収益が生じる場合、利益の一部を管理運営経費に充当し、指定管理納付金の拡充を行うこととしてください。なお、充当額は指定管理者の提案によることとし、自主事業の実施の有無や収支の結果に関わらず、指定管理納付金の減額は行いません。

イ 指定管理業務にかかる経費

指定管理業務にかかる経費とは、「3 業務の内容」(P3)に要する経費のことです。主な経費は全体収支計画表(様式 15-2)の項目を参考としてください。

支出予算の積算にあたっては、次の点に留意するとともに、本市が指定する項目については、その積算の考え方を詳細に示してください。

(ア) 光熱水費及び通信料

駐車場で発生する光熱水費及び通信料は指定管理者の負担となります。

上記「5 管理の基準」中 (21) (P12)に示す環境配慮の取組の趣旨も鑑み、省エネに資する取組を実施する等、光熱水費の削減に努めてください。

ただし、大曽根駐車場の光熱水費については本市が負担するものとします。そのため、指定管理者の負担はありませんが、運用により光熱水費等を節減する対策等があれば提案してください。

(イ) 施設の維持管理、修繕等及び消防設備点検等にかかる費用

維持管理及び修繕に関する業務に要する費用の負担は、仕様書に定めるところに

よります。

消防法及び建築基準法に基づく法定点検及び1件2,500千円以下の修繕については、事前に市に協議したうえで、指定管理者の責任により執行してください。ただし、その費用については、実績に基づいて上半期と下半期に分けて精算し、予算の範囲内で市が負担しますので、指定管理業務にかかる経費には含めないでください。

なお、各駐車場のエアコンについては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づき3ヶ月に1回以上の簡易点検が必要ですが、この点検費用は指定管理業務にかかる経費に含めてください。

（ウ）公租公課等

指定管理者は、法人税、法人県・市民税、利用料金にかかる消費税等及び指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。

ウ 指定管理納付金

指定管理納付金とは、指定管理者が本市に支払う費用を指します。

（ア）金額の決定

指定管理納付金は、原則として、指定管理者の提案額を下限額として、年度協定の締結までに市と指定管理者で協議を行い、市の予算の範囲内で決定します。

（イ）金額の変更

指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理納付金を見直す必要があると認められる場合は、市と指定管理者が協議の上、指定管理納付金を変更できるものとします。

賃金水準の変動への対応として、指定管理に係る各年度の人件費（自主事業に係る経費を除く。以下、同。）について、雇用形態別の賃金水準を図る指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理納付金に反映がなされます（変動分がマイナスの場合も指定管理納付金に反映されます。）。また、その際、当初年度の人件費の1.0%分までの金額は、指定管理者等の負担となります（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。）。

指定管理者の公募にあたり、応募者は、「対象人件費等計算書」（様式17）に必要事項を記入のうえ提出してください。

また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく指定管理納付金の変更を希望する場合は、別途申請書が必要となりますのでご注意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制

度運用の手引き」をご参照ください。

(<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html> に掲載)

(ウ)精算

各年度終了時において、原則として指定管理納付金の精算はせず、協定書で決定した額は、特段の事情がない限り変更しないこととします。

なお、提案よりも収支が改善した場合における、施設の利便性向上等の利用者又は市への還元策があれば、様式 15-1 に示してください。

(エ)管理経費減額分の返納

年度当初の計画が実施できなかったことにより、実際の管理経費が減額された場合、指定管理納付金に加えて市に納付するものとします。

(オ)指定管理納付金の下限額

市に納付すべき指定管理納付金は、過去の実績を踏まえ、下表「指定管理納付金の下限額」を条件とします。下表の条件を満たさない提案については、無効とします。なお、この下限額以上で提案した定額の指定管理納付金は、収支実績が赤字の場合でも特段の事情を除き、お支払いいただきます。

【指定管理納付金の下限額】

駐車場名	指定管理納付金の下限額 (全指定期間)
吹上駐車場及び 吹上中央帯駐車場	指定管理者は市に対し、指定管理納付金を <u>123,216,000 円以上納付</u> するものとします。 市から指定管理者に対し指定管理料は支払いません。
大曽根駐車場	指定管理者は市に対し、指定管理納付金を <u>0 円以上納付</u> するものとします。 市から指定管理者に対し指定管理料は支払いません。

エ 管理口座

法人等若しくはグループが通常使用している口座とは別の口座で管理してください。

オ 消費税等について

指定管理納付金の積算の見積もりにあたっては、現行税率（10%）をもとに算定のうえ、110 分の 100 を乗じた額（税抜本体価格）及び消費税等込の額をそれぞれ提示額としてください。

年度協定書に定める指定管理納付金の額の決定時に、当該年度に適用すべき税率を乗じた額を加算のうえ、協議の対象額とします。

カ その他

(ア)修繕について

修繕は市への事前協議のうえで行うものとし、費用負担及び執行は仕様書 3(4)の分担表によります。ただし、市の費用負担は、予算の範囲内とします。なお、指定管理期間中に供用休止を伴う大規模修繕を行う場合があります。

雨水等による水漏れについては、仕様書 3(4)の分担表に従い、指定管理者に対応していただきますのでご留意ください。

(イ)自主事業に係る経費について

自主事業に係る経費（自主事業運営のための光熱水費等含みます。以下同じ。）については、指定管理業務にかかる経費に含めることができませんので、指定管理者自らが負担してください。

全体収支計画表(様式 15-2)の作成にあたっては、自主事業に係る経費を含めないでください。

(ウ)吹上ホールにおける利用休止について

吹上ホール施設の貸止めによる吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場の減収について、原則、市は補償しないものとします。

(エ)吹上駐車場には携帯電話事業者が設置したアンテナがあり、その電気料金は携帯電話事業者が負担すべきものですが、子メーターが設置されていないため、携帯電話事業者と覚書を締結し、電気料相当分を請求する事務が発生します。その電気料相当分は、指定管理にかかる経費に含めないでください。

7 市と指定管理者の責任分担

指定管理業務に係る市と指定管理者の責任分担は、次の「責任分担表」のとおりとします。なお、市と指定管理者の責任分担に疑義がある場合又は「責任分担表」に定めのない責任が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。

【責任分担表】

項目	内容	責任分担	
		市	指定 管理者
法令等の変更	直接管理運営に関係するもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・執行など（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
性能	協定書及び仕様書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		○
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		○
施設・整備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由による場合	仕様書 3(4) (修繕)の項による	
料金徴収機等	機器の設置及び管理（修繕及びその費用負担を含む）		○
第三者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
不可抗力への対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○
業務引継の費用	業務の引継にかかる費用		○

8 損害賠償責任

指定管理者の故意又は過失による場合のほか、施設の管理瑕疵によって、市又は第三者に損害を与えた場合、その損害賠償責任は指定管理者が負います。詳細は仕様書によります。

9 自主事業

駐車場の設置趣旨に照らし、指定管理者の責任のもと、自主事業を実施することができません。自主事業とは、駐車場の利便性向上や利用促進に資することを目的とした事業(指定管理業務として実施する事業を除きます。)のことです。自主事業に係る運営経費には、利用料金を充てることはできません。また、自主事業により収益が見込まれる場合は、その還元策についても併せて提案してください。ただし、道路附属物自動車駐車場は道路法上の「道路の附属物」にあたるため、実施できる内容には制限があります。また、事業の内容に応じて道路占用許可等が必要となる場合があります。

10 指定の取消し等

- (1) 指定管理者の指定を受けた法人等若しくはグループが、正当な理由なく協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことがあります。その際、市が受けた損害・損失及び追加費用については、指定管理者が負担することとします。
- (2) 指定管理者が市の指示に従わないとき又は次の事項に該当し指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずること（以下「停止命令」といいます。）があります。
 - ア 指定管理者が、条例、規則、協定その他関係法令に違反したとき。
 - イ 指定管理者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は協定期間内に履行する見込みがないと市が判断したとき。
 - ウ 指定管理者が、業務の履行にあたり、市職員の職務の執行を妨げたとき。
 - エ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき。
 - オ その他指定管理者が管理を継続することが適当でないと市が認めたとき。
 - カ 指定管理者から指定の取り消しの申し出があり、市がその理由を正当と認めたとき。
- (3) 市は、前記(2)のアからオまでの規定により指定の取消しをしようとし、又は停止命令をしようとする場合、指定管理者に対してあらかじめ書面によりその理由を示すとともに、弁明の機会を付与します。

- (4) 前記(3)の規定によって指定管理者が弁明を実施した後、なお指定を取り消す場合、指定管理者は、指定管理納付金相当額を納付の上、当該年度の収支予算の支出合計額（指定管理納付金は除きます。）の100分の10を違約金として納付するものとします。
- (5) 指定を取り消し、又は停止命令をした場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じて、市は負担しません。
- (6) 指定を取り消し、又は停止命令をした場合において、市が被った損害・損失や、特別に生じた費用については、指定管理者が負担するものとします。
- (7) 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに、市に報告するものとします。この場合、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、改善策の提出及び実施をもとめます。なお、一定期間内に改善することができないときは、市は指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (8) 自然災害等の不可抗力、その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議を行います。なお、一定期間内に協議が整わない場合、市は指定を取り消すことがあります。その際に発生した損害等の負担については、市と指定管理者の協議により決定します。

11 応募方法

(1) 募集要項等の公開

募集要項等は令和5年5月24日（水）から、市公式ウェブサイトに掲載しています。

(2) 応募説明会及び施設説明会

募集要項等に関する応募説明会及び指定管理の対象施設について現地で説明を行う施設説明会を次のア及びイのとおり行います。当日は、募集要項等の資料は配布いたしませんので、市公式ウェブサイトから資料を印刷の上、ご持参ください。

本募集への応募にあたって、応募説明会及び施設説明会への参加は任意とします。また、応募説明会及び施設説明会への参加の有無は、選定審査に影響はいたしません。

応募説明会及び施設説明会に参加希望の方は、令和5年6月1日（木）正午までに説明会参加申込書（様式4）を「17 問い合わせ先」（P32）まで電子メールにて送信し、通信管理機能等で送達を確認してください。

応募説明会の際に竣工図等一式の貸出を行いますので、貸出を希望する場合は説明会参加申込書（様式4）にその旨を記載してください。

参加人数は、応募説明会及び施設説明会ごとに、法人等若しくはグループごとに2名までとします。

ア 応募説明会

(ア)開催日時

令和5年6月2日（金）10時から

(イ)開催場所

名古屋市役所西庁舎 12 階 西 12A 会議室

イ 施設説明会

(ア)開催日時

令和5年6月2日（金）

13時から14時まで 大曽根駐車場

15時から16時30分まで 吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場

(イ)集合場所（詳細は応募説明会終了後にご案内します。）

大曽根駐車場 大曽根駅西広場地下1階

吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場 吹上ホール正面扉前

(4) 施設見学

指定管理の対象施設について、令和5年6月5日（月）から令和5年7月5日（水）まで見学を許可します。見学を希望する方は、見学希望日の前開庁日正午までに、施設見学希望申込書（様式6）を「17 問い合わせ先」（P32）まで電子メールにて送信し、通信管理機能等で送達を確認してください。

(5) 質問事項の受付及び回答期限

質問事項の受付及び回答期限については次のとおりとなります。

ア 質問受付期間

令和5年6月5日(月)から令和5年6月12日(月)までの8時45分から17時30分まで

イ 受付方法

質問票(様式5)に質問事項を記入の上、「17 問い合わせ先」(P32)まで電子メールにて送付し、通信管理機能等で送達を確認してください。

ウ 質問回答

質問に関する回答は、市公式ウェブサイトにて、令和5年6月19日(月)までを目途に回答します。

(6) 参加表明書及び代表者等名簿の提出

本募集に応募しようとする法人等又はグループは、次の項目に従い参加表明書及び代表者等名簿(様式1)を必ず提出してください。期限までに参加表明書及び代表者等名簿の提出がない場合は、本募集に応募することができませんのでご注意ください。

ア 受付期間

令和5年5月24日(水)から令和5年6月21日(水)までの8時45分から17時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「休日」といいます。)を除きます。

イ 受付場所

(ア)持参される場合

「17 問い合わせ先」(P32)までお持ちください。

(イ)郵送される場合

令和5年6月21日(水)までに「17 問い合わせ先」(P32)まで送付してください。(期限必着)

(ウ)電子メールによる場合

「17 問い合わせ先」(P32)まで送付してください。

ウ その他

グループで応募する場合は、代表者名簿は構成団体ごとに提出してください。

持参又は郵送で提出する場合は、電子データ(CD-ROM又はDVD-ROMに限りません。)をあわせて提出してください。データ形式は、PDFデータや画像データ等での提出は不可とします。

(7) 指定管理者指定申請書の受付

ア 受付期間

令和5年6月28日(水)から令和5年7月5日(水)までの8時45分から17時30分まで。ただし、休日を除きます。

イ 受付場所

(ア)持参される場合

「17 問い合わせ先」(P32) までお持ちください。

(イ)郵送される場合

受付期間内に「17 問い合わせ先」(P32) まで送付してください。(期限必着)

ウ 応募書類

次のとおり、必要な書類を提出してください。書類作成時及び提出時の留意点については、別紙3「応募書類様式一覧」をご覧ください。

【応募書類一覧】

参加表明時に提出

No.	申請書類	様式・枚数制限	データ	提出部数	
				正	副
1	名古屋市道路附属物自動車駐車場指定管理者公募参加表明書及び代表者等名簿	様式 1 : 1頁	○	1	11
2	法人等の概要	様式 2 : 1頁	○	1	11
3	共同事業体協定書兼委任状	様式 3 : 1頁	○	1	11
4	●法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ●法人等のパンフレット	—	—	1	11
5	法人等又はグループで応募する場合の構成団体に係る現行の事業計画書又はこれに類する書類及び過去3か年の事業報告書	—	—	1	11
6	法人にあっては、 ●法人の登記簿謄本 ●過去 3年間の以下の書類 (1) 法人税納税証明書、法人市民税納税証明書、固定資産税納税証明書及び消費税納税証明書、法人税申告書の写し (2) 貸借対照表 (3) 損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書(純資産変動計算書)及び注記等 (5) キャッシュフロー計算書(作成している者のみ) その他の団体にあっては、 ●申請書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去 3年間の収支決算書	—	—	1	11

必要に応じて提出

No.	申請書類	様式・枚数制限	データ	提出部数	
				正	副
7	名古屋市道路附属物自動車駐車場指定管理者応募説明会参加申込書	様式 4 : 1頁	○	1	—
8	質問票	様式 5 : 1問1頁	○	—	—
10	施設見学希望申込書	様式 6	○	—	—

指定管理者指定申請時に提出

11	名古屋市道路附属物駐車場指定管理者指定申請書	様式 7 : 1頁	○	1	11
12	宣誓書	様式 8 : 1頁	—	1	11
13	事業計画書(提案書)	様式 9 : 3頁	○	1	11
		様式10 : 4頁	○	1	11
		様式11 : 6頁	○	1	11
		様式12 : 5頁	○	1	11
		様式13 : 4頁	○	1	11
		様式14 : 6頁	○	1	11
		様式15-1 : 4頁	○	1	11
		様式15-2 : 1頁	○	1	11
		様式15-3 : 各年度1頁	○	1	11
		様式16 : 2頁	○	1	11
14	対象人件費等計算書	様式17 : 1頁	○	1	11

選定結果公表後に提出（候補者に選定された団体のみ）

15	提案の概要	様式18	○	1	—
----	-------	------	---	---	---

※No1、No. 2、No. 4、No. 5 及び No. 6 に規定する各書類は、グループで応募する場合は、構成団体ごとに用意して提出してください。

※データが必要な書類については、電子データ（CD-ROM 又は DVD-ROM に限ります。）をあわせて提出してください。

12 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

募集要項及び仕様書の記載内容を承諾したうえで、応募書類を提出してください。

(2) 重複提案の禁止

応募単位の駐車場ごとに、1 団体につき応募は 1 件とし、複数の応募はできません。

(3) 応募内容の変更の禁止

応募された書類の内容を変更することはできません。

(4) 追加資料の提出

市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。また、選定手続きを経て選定された法人等若しくはグループが指定の議決を得られなかった場合や、候補者が指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、市は補償しません。

(7) 応募書類の帰属

応募書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は応募者に帰属し、指定管理者が決定した後は市に帰属します。また、選定されなかった応募書類の著作権は、当該応募者に帰属します。

(8) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。なお、応募書類は、情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。また、候補者については、情報公開条例第7号第1項各号に掲げる非公開情報を除いた形で「提案の概要」（様式18）を作成し、市に提出していただきます。市は名古屋市会において管理者の指定の承認議決を経たのち、公表するものとします。

(9) 事業計画書記載にあたっての留意点

ア できるだけ具体的に記載してください。

イ 法人等若しくはグループにおいて、現在管理している施設がある場合には、その施設における取組実績等を踏まえて記載してください。

ウ 業務内容については、募集要項及び仕様書等を参照してください。

エ 様式に記載された内容について、記載された内容どおりの実施を保証するものではありません。

オ 提案する項目について、実施時期を明確にしてください。

(10) 失格事項

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外します。

ア 選定委員及び本市職員並びに関係者に対し、当該選定に係る接触の事実が認められるなど、選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 応募期間内に決められた様式で書類の提出がなかった場合
- エ 候補者選定までに募集要項 4 (2) の項目に該当した場合
- オ その他不正行為があったと認められる場合

13 選定方法

(1) 選定の手順

選定の手順については、次のとおりです。

ア 資格審査、申請内容の確認及び照会

応募書類提出後、市の事務局（担当部署）（以下「事務局」といいます。）において、応募登録事項、応募者の資格及び提案された内容が募集要項に従って記載されているか、法令及び募集要項等の禁止事項に該当していないかを確認します。

なお、書類の内容について、事務局から確認・照会等を行う場合があります。

応募資格を有しない者（募集要項 4 (2)）の提案については失格とし、以降の審査を行いません。

また、提出書類内容に不備や疑義があった場合、募集要項 12 (10) ア又はイに抵触した場合などは、提案に事務局が意見を付けた上で、以後の審査を行います。

イ 指定管理者選定委員会による選定

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成 28 年名古屋市条例第 16 号）に基づき、名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の駐車場部会（以下「選定委員会」といいます。」）を設置し、候補者及び次点候補者の選定を行います。

（ア）第 1 次審査（書類審査）

資格確認等において、事務局意見の付いた提案について、選定委員会が失格の是非を判断します。この段階において、失格とされた提案は、以後の審査を行いません。この時点で失格となった応募者には、その旨を通知します。

提案された内容等について、募集要項 13「審査項目、審査基準及び配点」の表（P28）に定める審査項目・審査基準に従い、各委員が書類審査を行い採点します。

【選定方法】

各委員の採点の合計点数（以下「得点数」といいます。）が高い順に順位点（注）を付け、以下の方法で順位を決定します。

（注）順位点については、得点数が 1 位は 1 点、2 位は 2 点、3 位は 3 点というように得点数が高いほど順位点は低くなります。

- ① 順位点の合計の少ない順
- ② 順位点の合計が同じ場合は、1 位とした委員の多い順
- ③ 順位点の合計と 1 位とした委員が同数の場合は、2 位とした委員の多い順
- ④ 以上で決まらなかった場合は、委員全員による合議

順位決定方法に従い決定した上位者から、原則 3 者までを第 2 次審査の対象

として選定します。

(イ) 第 2 次審査（ヒアリング審査）

第 1 次審査通過者を対象に、あらためてプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリング審査を行います。ヒアリング審査の日時及び場所は、事務局から連絡します。審査項目、選定方法は第 1 次審査と同じです。

ウ 企画競争の成立

応募書類の提出者が 1 者であっても、本企画競争は成立するものとします。

エ 審査結果の通知・公表

審査結果はすべての応募者に書面で通知します。その際には、全応募者の総得点及び審査項目、審査基準ごとの得点内訳を通知します。

また、市公式ウェブサイトへの掲載、市政記者クラブへの資料提供等により、審査結果を公表します。公表する内容は、①選定委員会の開催日時、②選定委員会の委員、③候補者及び次点候補者として選定された法人等若しくはグループ、④申請した法人等若しくはグループ、⑤選定委員会における審議の議事要旨等（情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報部分を除く）、⑥候補者の提案の概要、⑦各応募者の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳とします。

オ 指定管理者の指定

市は、候補者との協議が整った後、指定管理者の指定に係る議案について名古屋市会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とします。指定については、名古屋市広報に掲載するとともに、市公式ウェブサイトにて公表します。

(2) 選定審査の基準等

選定審査の基準等については次のとおりです。

ア 指定管理者の選定審査は、「審査項目、審査基準及び配点」（P28）に従い行います。

イ 最低基準点

一次審査においては、最低基準点を一次審査終了時における満点の 50%と定め、得点が基準に満たない法人等若しくはグループは二次審査に進むことができないものとします。

また、二次審査終了時においては、最低基準点を満点の 50%と定め、これに満たない場合は、候補者又は次点候補者として選定しないものとします。

(3) 指定管理者選定委員

氏名	所属
小野 亜希子	小野公認会計士事務所 公認会計士
加藤 義人	岐阜大学工学部 客員教授
嶋田 喜昭	大同大学工学部 教授
長坂 早余子	後藤・太田・立岡法律事務所 弁護士

(50 音順、敬称略)

審査項目、審査基準及び配点

審査項目		審査基準		配点	関連様式
基本事項					
業務遂行能力と実績	1	財務状況等からみて、指定期間中、確実に事業を継続できる財政基盤を有しているか。		10	様式9
	2	類似施設の管理運営実績は豊富にあり、十分なノウハウを有しているか		10	
公の施設への理解	3	公共サービスの提供者としての自覚を持ち、法令遵守・公平な市民サービスを心掛けた提案となっているか。		10	様式10
	4	「市街地における駐車需要に応じ、もって安全・円滑な道路交通の確保を図る」という道路法の趣旨を理解し、施設が抱える課題をふまえた提案となっているか		10	
	5	法令等に基づき、情報を適正に取り扱う体制を整えているか		10	
指定管理事業					
施設運営等	6	料金徴収機等の能力や設置・管理計画は、利用者のニーズと事業の効率性を反映した、適切なものか		20	様式11
	7	施設の法定点検、保守点検、修繕は、良好な施設を維持するために適切に計画されているか。		20	
	8	場内清掃や巡回などの日常管理や防犯対策は、利用者の安全を確保し快適に施設を利用してもらえるような計画となっているか		20	
組織・人員体制	9	現地職員の配置、職務分担、本部と現地の連絡体制は適切かつ効率的なものであり、現地管理が円滑になされるものとなっているか		15	様式12
	10	事故・災害等発生時に、迅速かつ適切な対応がなされる体制は確立されているか		15	
	11	人材育成・研修を適切に行う計画となっているか		10	
利用料金・入出場取扱時間	12	利用料金・入出場取扱時間の考え方は、地域及び施設の特性を十分考慮した上での設定となっているか		15	様式13
	13	利用者に対し適切に周知する方策がなされているか		15	
利用者サービスの向上・利用促進	14	接客についての基本方針は適切か		10	様式14
	15	利用者の立場での苦情処理等への対応が示されているか		10	
	16	高齢者や障害者などにとっても利用しやすい施設運営のための取組を提案しているか		10	様式13 様式14
	17	利用者サービス向上及び利用促進のための取組に効果及び具体性・実現性はあるか		20	様式14
収支計画	18	利用料金収入及び管理経費を適切に積算しているか		20	様式15
	19	事業収支の改善に努めており、その提案に具体性・有効性があるか		20	
	20	提案額を超える収益があった場合における還元策は適切か		20	
自主事業					
自主事業	21	駐車場の利便性向上や設置趣旨に照らして有効な事業で、その提案に具体性・有効性があるか		10	様式16
合 計				300	
管理実績に対する加（減）点	22	現行指定管理者である団体等が、今回の募集において同一施設に応募した場合は、本年度に実施する現行指定期間を通じた管理実績の評価に基づき、第1次審査において以下の採点をします。 ◎：+20点、○：+10点または0点、△：-10点、×：-20点		-20 ～ +20	—

14 スケジュール（予定）

募集の公告	令和5年5月24日（水）
応募説明会及び施設説明会	令和5年6月2日（金）
施設見学	令和5年6月5日（月）から 令和5年7月5日（水）まで
質問の受付	令和5年6月5日（月）から 令和5年6月12日（月）まで
質問の回答	令和5年6月19日（月）を目途に回答
参加表明書及び代表者等名簿の受付	令和5年5月24日（水）から 令和5年6月21日（水）まで
応募書類の受付	令和5年6月28日（水）から 令和5年7月5日（水）まで
一次審査	令和5年8月3日（木）
二次審査	令和5年9月5日（火）
選定結果の通知	令和5年9月下旬
指定管理者の指定（告示）	令和5年12月（予定）
基本協定の締結	令和6年2月（予定）
年度協定の締結	令和6年4月1日（月）
管理の開始	令和6年4月1日（月）

15 協定の締結

指定管理者は、次の項目を基に、市と協議のうえで協定を締結していただきます。協定書は、全指定期間にわたり効力を有する「基本協定書」と、年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。

(1) 基本協定書

- ア 協定の目的、法令等の遵守、指定期間に関する事項
- イ 管理運営の業務の内容、再委託の禁止
- ウ 事業計画書、収支予算書及び修繕計画書並びに事業報告書及び収支決算書等の提出
- エ 市による評価の実施及び公表
- オ 市が支払うべき経費に関する事項、指定管理納付金に関する事項
- カ 料金徴収機等の管理、設置等に関する事項
- キ 管理運営業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- ク 個人情報保護のために講じる措置の内容、情報公開に関する事項、管理用カメラの管理及び運用
- ケ 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲、市と指定管理者の責任分担、損害賠償
- コ 指定の取消し等、暴力団関係事業者の排除
- サ 備品の取扱い、貸付及び使用
- シ 災害や事故が発生した場合等、緊急時における対応
- ス その他
 - (ア) 苦情の処理
 - (イ) 利用者満足度等の把握
 - (ウ) 指定期間終了による業務の引継ぎ、原状回復義務
 - (エ) 市監査委員等による監査
 - (オ) 重要事項に係る事前協議
 - (カ) 協定書の変更
 - (キ) 協議、その他市が必要と認める事項

(2) 年度協定書

- ア 当該年度の業務内容
- イ 当該年度の指定管理納付金の支払方法

(3) 協定が締結できない場合

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったとき、市はその指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- イ 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。
- エ 応募者資格を喪失したとき。

16 その他

(1) 原状回復

ア 指定管理者は、指定期間の終了又は指定の取消しにより業務が終了したときは、市が指定する日までに、指定管理者の費用負担により、業務の対象となる物件を原状に回復し、市に対して明け渡してください。

イ 前項アの規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は、当該物件の原状回復を行わずに、別途市が定める状態で市に明け渡すことができるものとします。

(2) 業務の引継ぎ

ア 指定期間業務の開始にあたっては、現指定管理者と調整を行い、駐車場の利用環境に支障のない体制を確保するよう努めてください。また、現指定管理者の指定期間にかかる利用料金を収入した場合は、原則として当該利用料金を現指定管理者に支払うこととしますが、現指定管理者との協議により、これによらない扱いをすることができるものとします。

イ 定期駐車券を発行する場合は、現指定期間中の利用者が継続して利用できるよう配慮するものとする。

ウ 回数券を発行する場合は、指定期間が終了し、次期指定管理者が当該回数券を利用できなくなる場合は、指定期間外にかかる払い戻しに応じること。

エ 指定期間の終了により、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、次のとおり市が必要と認める引継ぎ業務を実施するものとします。

(ア) 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じ現地説明、資料の提供等必要な協力を行うものとします。

(イ) 引継ぎに要する経費は、原則として、指定管理者の負担とします。

(3) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、指定によって生ずる権利及び義務を市の承認を得ることなく第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができません。

(4) 団体の法人格変更

団体の法人格が変更される場合は、原則として名古屋市会の議決を経たうえで再度指定を行います。

(5) 重要事項の事前協議

指定管理者は、次のア及びイに掲げる事項については事前に市と協議するものとします。

ア 管理運営の事業計画の策定に関すること。

イ 事業継続が困難になるおそれが生じた場合の駐車場の管理運営全般に関すること。

(6) ネーミングライツについて

本施設にネーミングライツ制度による愛称が付される場合があります。

(7) 疑義の解決

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、市及び指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(8) 募集要項に定めのない事項

本要項に定めのないことは、仕様書によります。

17 問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課（名古屋市役所西庁舎6階）

電話番号 052-972-2877

ファックス番号 052-972-4183

電子メールアドレス web-jitensha@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

※募集に係る問い合わせにつきましては、必ず電子メールを使用してください。

（通信管理機能等で到達を確認してください。）

【別紙1】利用料金の詳細について

(1)料金設定の例

吹上・吹上中央帯 (8:00～23:00)	下限	上限	大曽根 (7:00～翌1:00)	下限	上限
基本料金例:30分に付き¥200-	(×0.7) 140	(×1.3) 260	基本料金例:20分に付き¥133-	(×0.7) 94	(×1.3) 173
1日最大料金(例:5H以上)	1,400	2,600	1日最大料金(例:5H以上)	吹上駐車場と同様	
夜間	420	780	夜間		
回数券(30分・1枚あたり)	70	260	回数券(30分・1枚あたり)		
回数券(1時間・1枚あたり)	140	520	回数券(1時間・1枚あたり)		
回数券(夜間・1枚あたり)	210	780	回数券(夜間・1枚あたり)		
昼間定期(例:8:00～20:00)	5,040	187,200	昼間定期(例:8:00～20:00)	5,040	187,200
夜間定期(例:18:00～翌9:00)	3,150	117,000	夜間定期(例:18:00～翌9:00)	4,410	163,800
全日定期(0:00～24:00)	6,930	257,400	全日定期(0:00～24:00)	8,190	304,200

※基本料金の時間単位を変更することは可能です。(例 200円/30分→100円/15分)

※一定時間以上の利用については、1日最大料金を適用することができます。

(例1)基本料金200円/30分で5時間以上の利用 : $200円 \times 2(1Hあたり) \times 5(H) = 2,000円/日$

(例2)24Hで設定する場合 : 入出場取扱時間内最大料金+夜間料金

※回数券については、基本料金(基準額の0.7～1.3の範囲で定めた額)の5割以内の額を割引いて定めることができます。

(下限料金の例) 基準額200円/30分の回数券1枚当たりの下限金額 : $200円 \times 0.7 \times 0.5 = 70円$

回数券の枚数についての制限はありませんが、条例上払い戻しを行うことができません。

※定期券については、基本料金(基準額の0.7～1.3の範囲で定めた額)の9割5分以内の額を割引いて定めることができます。

(下限料金の例) 基準額200円/30分で0時～24時利用の定期券(全日)1ヶ月分(入出場時間:8:00～23:00の場合)

$\{ (200円 \times 0.7(基本料金下限) \times 2(1Hあたり) \times 15(H)) + (600円 \times 0.7(夜間料金下限)) \} \times 30(日) \times 0.05 = 6,930円$

各種定期券の時間・期間については、上記の例によることなく設定することができます。

定期券の月数についての制限はありませんが、条例上払い戻しを行うことができません。

※料金設定の際は、周辺駐車施設の料金体系と著しく均衡を失しないようにして下さい。

※条例に定める利用料金の減免(減免額:5割)は、すべての料金区分に適用されます。提案により、5割を超える減免とすることも可能です。

(2)現行料金表

種別		利用料金			
		基準額	実施額		
			吹上	吹上中央帯	大曽根
20分	30分換算 200円				100円
30分			200円	200円	
上限金額	市長の承認		2,000円 平日限定	2,000円 平日限定	1,200円
夜間(1回)		600円	600円		500円
回数券 (11枚綴)	20分券	5割引以内 市長の承認			900円
	30分券		2,000円	2,000円	
	1時間券				2,700円
	夜間券				4,400円
回数券 (60枚綴)	10分券				2,400円
	20分券				4,800円
	30分券				
	1時間券				14,400円
	夜間券				20,400円
					10,000円 (14,000円 相当)
プリペイドカード	全日				
定期券	昼間	9割5分引 以内 市長の承認			15,000円
	夜間				10,000円
	全日			10,000円 東のみ・平日限定	20,000円

【別紙2】利用台数及び指定管理料等の過去実績等

(1) 駐車場利用台数

(単位：台)

駐車場名	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(参考)
吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場	76,518	79,665	84,735	83,498	86,763	74,395	31,106	39,582	57,977
吹上駐車場	61,545	62,833	65,321	64,434	68,593	56,853	23,062	28,038	41,377
吹上中央帯駐車場	14,973	16,832	19,414	19,064	18,170	17,542	8,044	11,544	16,600
大曽根駐車場	52,149	56,692	54,763	55,462	53,724	53,173	50,113	49,749	52,729

(2) 現指定管理者収支

ア 吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場

(単位：千円(税込))

事項	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(参考)
指定管理料※1	0	0	0	0	0	0	9,549	1,504	0
収入 利用料金	66,797	72,171	75,263	74,699	78,962	67,614	20,392	28,903	46,058
電気料補填									1,560
その他	0	84	76	96	107	68	31	36	57
収入計	66,797	72,255	75,339	74,795	79,069	67,682	29,972	30,443	47,675
支出 指定管理納付金	40,237	39,976	39,976	39,976	39,976	30,804	0	0	14,142
管理運営経費	44,394	31,205	31,250	30,827	29,822	38,642	32,872	33,519	37,867
支出計	84,631	71,181	71,226	70,803	69,798	69,446	32,872	33,519	52,009

※ 新型コロナウイルスの影響による減収補填

イ 大曽根駐車場

(単位：千円(税込))

事項	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(参考)
収入 指定管理料※	4,990	4,752	4,752	4,320	4,320	2,465	3,608	2,862	2,249
利用料金	24,133	28,825	28,615	31,604	32,826	35,400	29,775	31,255	36,465
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入計	29,123	33,577	33,367	35,924	37,146	37,865	33,383	34,117	38,714
支出 指定管理納付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理運営経費	28,935	26,753	29,045	28,533	30,050	32,954	33,383	34,117	34,831
支出計	28,935	26,753	29,045	28,533	30,050	32,954	33,383	34,117	34,831

※ 新型コロナウイルスの影響による増額分も含む

(3) 減免台数・金額

ア 吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場

事項	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(参考)
減免台数(台)	826	1,094	1,404	1,601	2,005	1,240	632	802	1,195
減免金額(千円)	523	750	1,159	1,533	2,157	2,621	1,270	1,127	2,190

イ 大曽根駐車場

事項	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(参考)
減免台数(台)	475	505	591	859	982	1,483	1,094	1,292	1,511
減免金額(千円)	169	186	232	337	417	571	288	373	544

(4) 法定点検及び修繕費用について(指定管理者が執行し、半期ごとに精算するもの)

ア 吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場

(単位：千円(税込))

事項	R1	R2	R3	R4(参考)
法定点検	1,291	2,005	2,065	2,281
1件250万円以下の修繕等	2,807	5,589	7,212	19,097

イ 大曽根駐車場

(単位：千円(税込))

事項	R1	R2	R3	R4(参考)
1件250万円以下の修繕	2,053	2,677	6,391	3,190

【別紙 3】応募書類様式一覧

様式	応募書類	用紙 サイズ	枚数 制限	摘要
1	名古屋市道路附属物自動車駐車場指定管理者公募参加表明書及び代表者等名簿	A4	なし	グループで応募する場合は構成団体ごとに提出
2	法人等の概要	A4	1 頁	グループで応募する場合は構成団体ごとに提出
3	共同事業体協定書兼委任状	A4	1 頁	グループで応募する場合に作成
4	名古屋市道路附属物自動車駐車場指定管理者応募説明会参加申込書	A4	1 頁	
5	質問票	A4	1 頁	1 質問につき 1 頁
6	名古屋市道路附属物自動車駐車場施設見学希望申込書	A4	なし	
7	名古屋市道路附属物自動車駐車場指定管理者指定申請書	A4	1 頁	
8	宣誓書	A4	1 頁	
9	事業計画書「管理運営実績」	A4	3 頁	全体で 3 頁
10	事業計画書「公の施設への理解」	A4	4 頁	全体で 4 頁
11	事業計画書「施設の維持管理」	A4	6 頁	全体で 6 頁
12	事業計画書「組織及び人員体制」	A4	6 頁	全体で 6 頁
13	事業計画書「利用料金・利用時間」	A4	4 頁	全体で 4 頁
14	事業計画書「利用者サービスの向上・利用促進」	A4	6 頁	全体で 6 頁
15-1	事業計画書「収支計画」	A4	4 頁	全体で 4 頁
15-2	事業計画書「全体収支計画表」	A4	1 頁	
15-3	事業計画書「利用料金収入の積算根拠」	A4	1 頁	各年度につき 1 頁
16	事業計画書「自主事業」	A4	2 頁	
17	対象人件費等計算表	A4	1 頁	
18	提案の概要	A4	なし	選定後、候補者のみ作成

<応募書類の提出方法>

1 応募書類作成時の留意点について

- (1) 頁数制限がありますのでご注意ください。
- (2) 大きく読みやすい文字サイズとしてください。
- (3) 法人の登記簿謄本、各納税証明書については、吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場と大曽根駐車場の両方の指定管理者に申請する団体に限り、1つを原本で提出し、他は写しの添付でよいものとします。その場合、原本については必ず吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場の申請書に添付し、写しには「原本は吹上駐車場及び吹上中央帯駐車場指定管理者指定申請書に添付」と記入の上で添付してください。

2 応募書類提出時の留意点について

- (1) 提出の際は、正本・副本ごとに上表の順序で綴じたうえ、インデックスを全てにつけてください。また、ページ番号を通番でつけ、目次を作成してください。

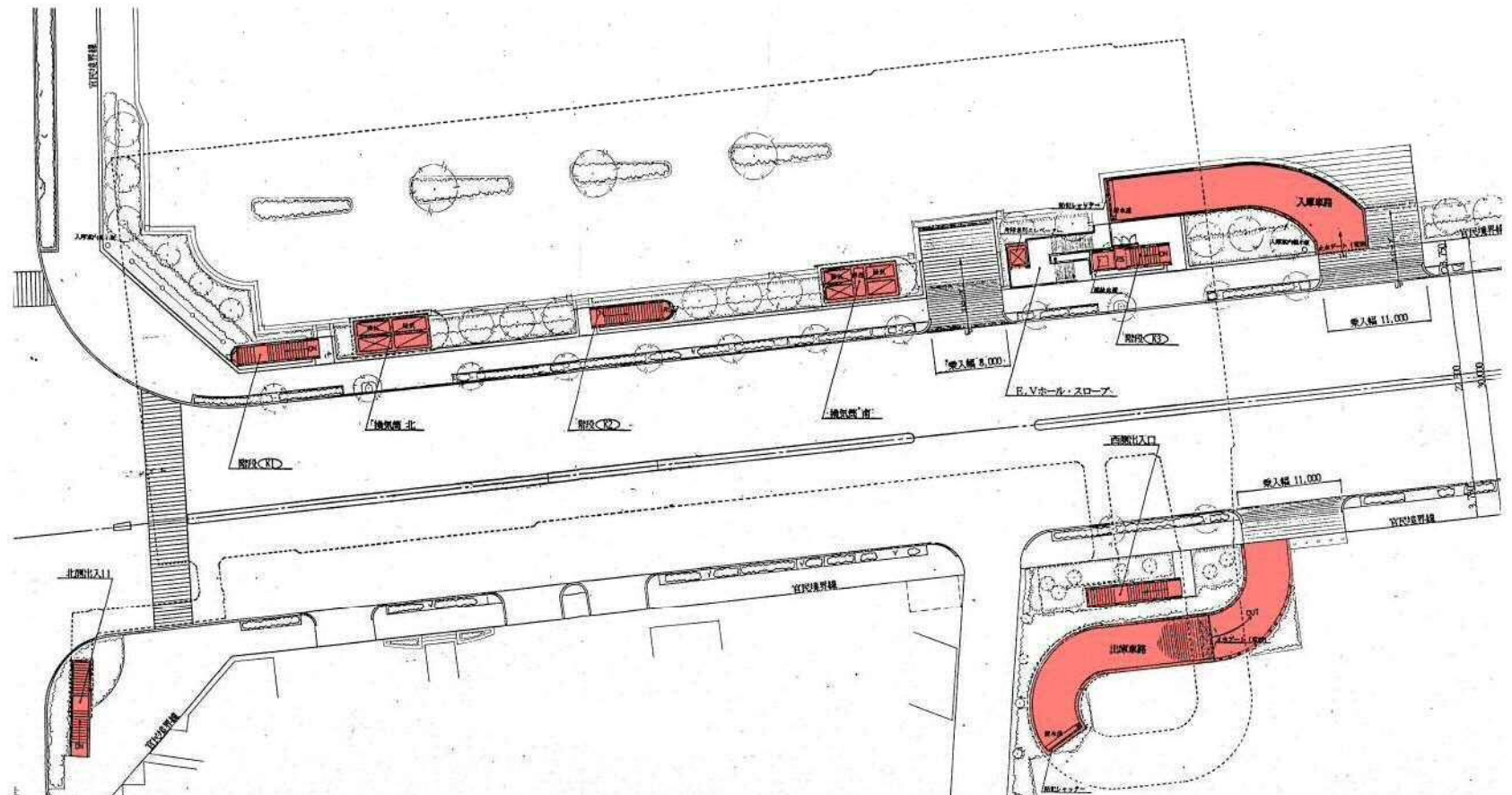
両面印刷（カラー印刷可）で簡易な製本（穴あけ加工し、パイプ式ファイルやリングファイル等で製本。糊・テープ綴、ステープル留め、クリップ・ゼムクリップ・ダブルクリップ留め不可）としてください。穴あけ時に内容が消えたり開いたときに読めなくなったりしないよう注意してください。ファイルの表や背表紙に書類の内容や提案者名を記載してください。

- (2) 募集要項 11 (7) ウ 応募書類一覧のデータ欄に○がついているものについては、マイクロソフト word データ又はマイクロソフト excel データも併せて CD-ROM データまたは DVD-ROM で提出してください。

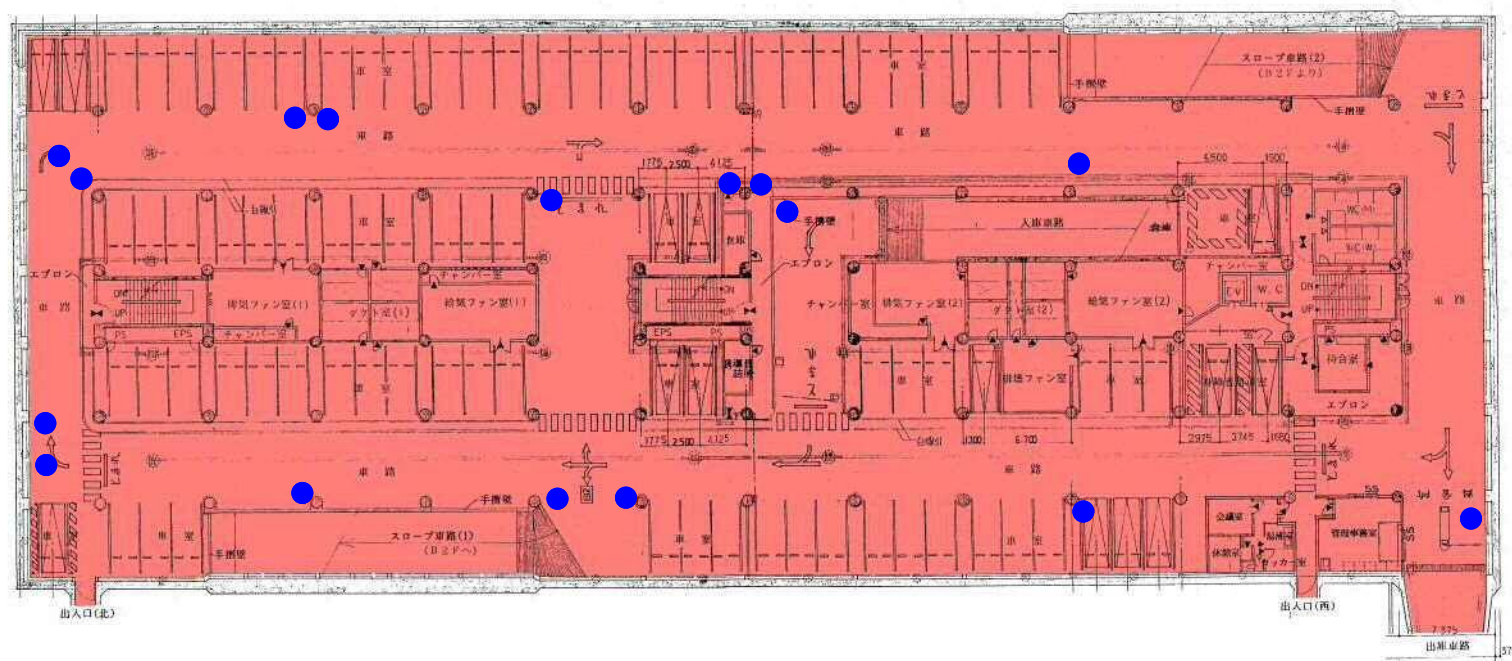
指定管理者管理区分図＜名古屋市吹上駐車場(地上)＞

指定管理者管理区分

※指定管理者管理区分外であっても指定管理施設に関わるものは指定管理者が管理するものとする。



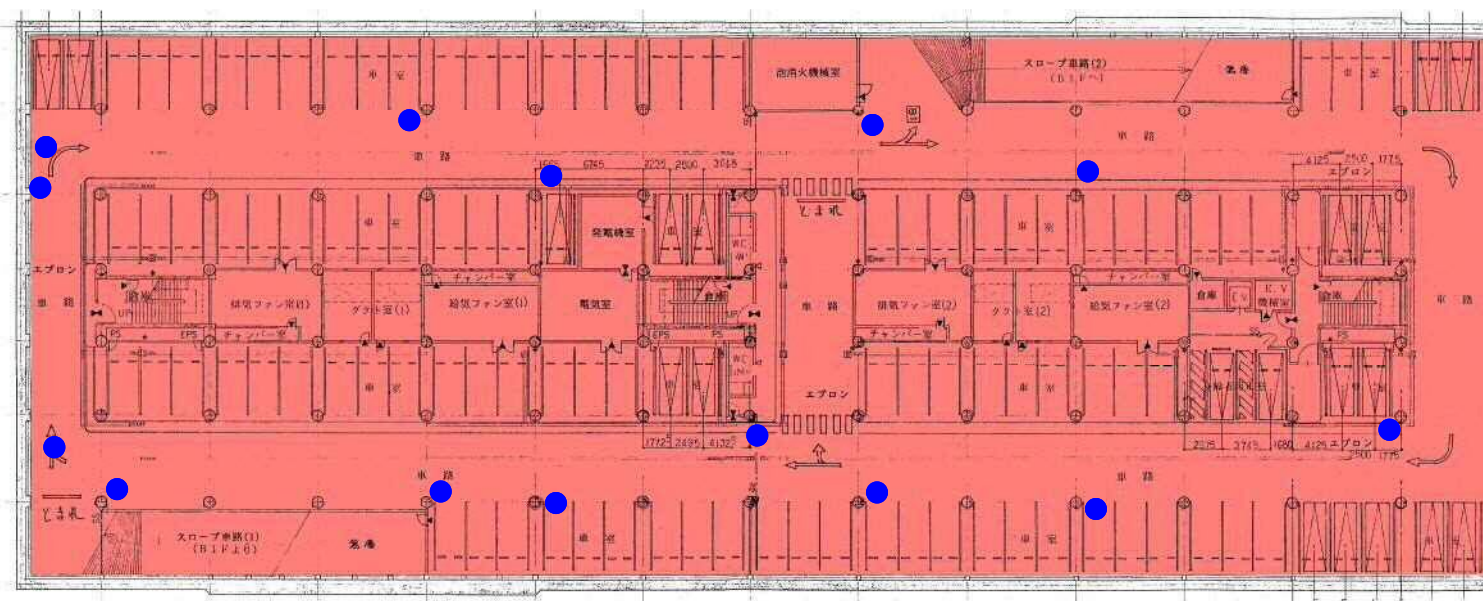
指定管理者管理区分図＜名古屋市吹上駐車場(地下1階)＞



指定管理者管理区分

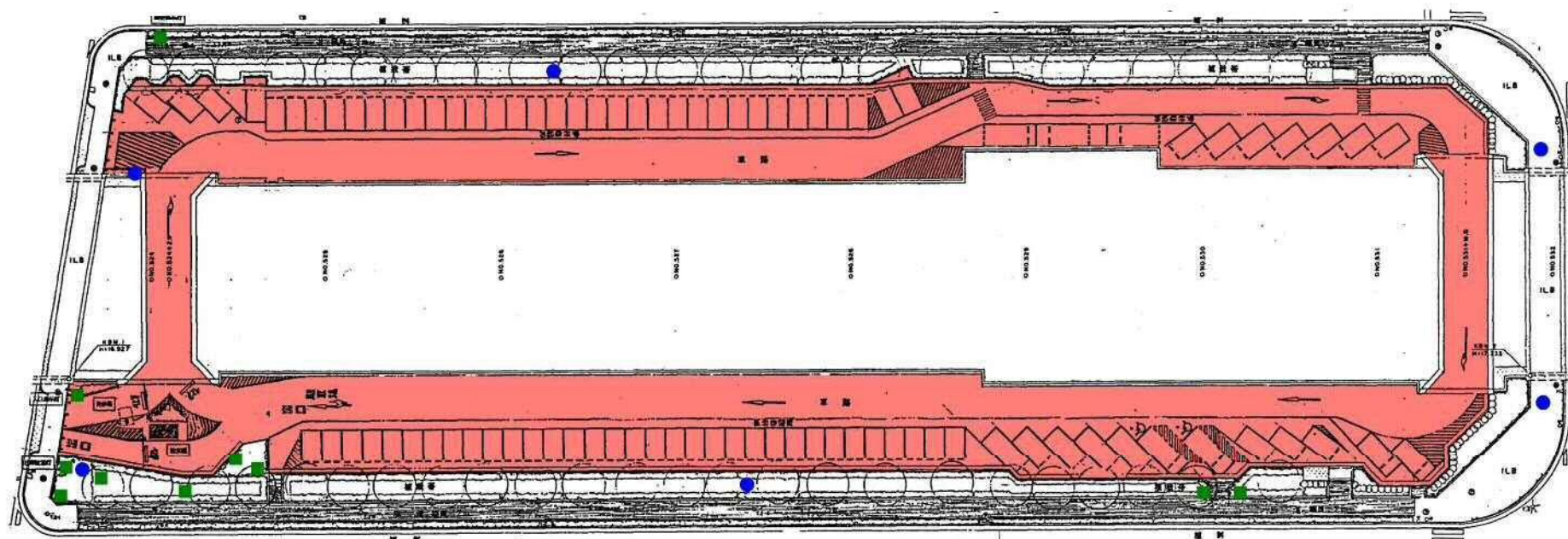
● 指定管理者管理防犯カメラ

指定管理者管理区分図<名古屋市吹上駐車場(地下2階)>



- 指定管理者管理区分
- 指定管理者管理防犯カメラ

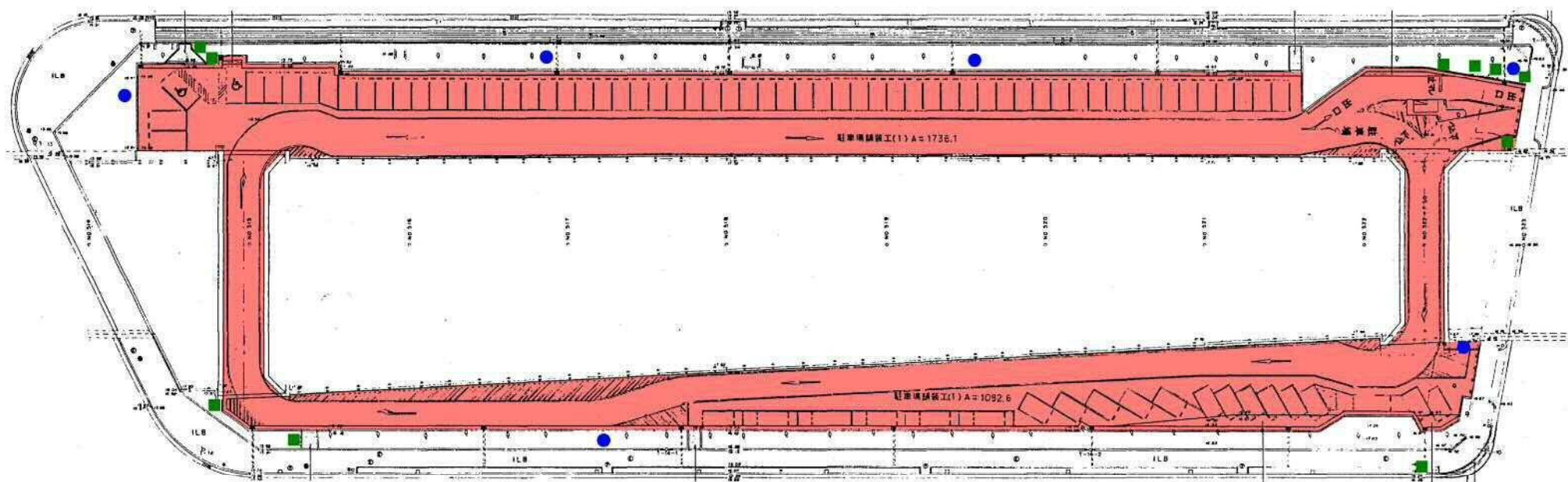
指定管理者管理区分図<名古屋市吹上中央帯駐車場(東)>



- 指定管理者管理区分
- 指定管理者管理防犯カメラ
- 指定管理者管理案内標識等

※指定管理者管理区分外であっても指定管理施設に関わるものは指定管理者が管理するものとする。

指定管理者管理区分図<名古屋市吹上中央帯駐車場(西)>



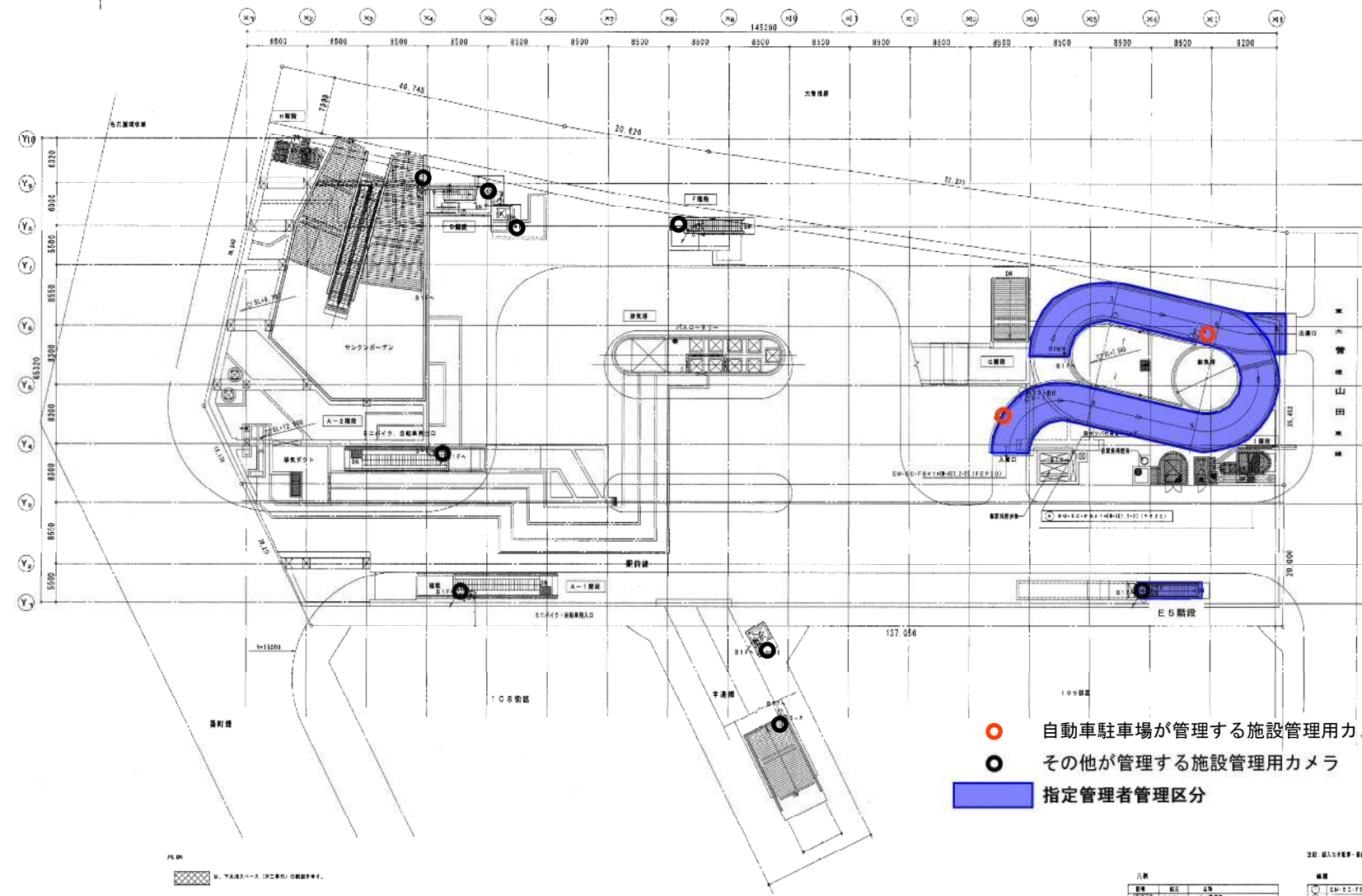
- 指定管理者管理区分
- 指定管理者管理防犯カメラ
- 指定管理者管理案内標識等

※指定管理者管理区分外であっても指定管理施設に関わるものは指定管理者が管理するものとする。

指定管理者管理区分図

別図1-2

地上



- 自動車駐車場が管理する施設管理用カメラ (2基)
- その他が管理する施設管理用カメラ
- 指定管理者管理区分

大倉庫駅前駐車場 (仮称) 等内装その他電気工事 平成18年
 1/300
 図 1/300
 本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする

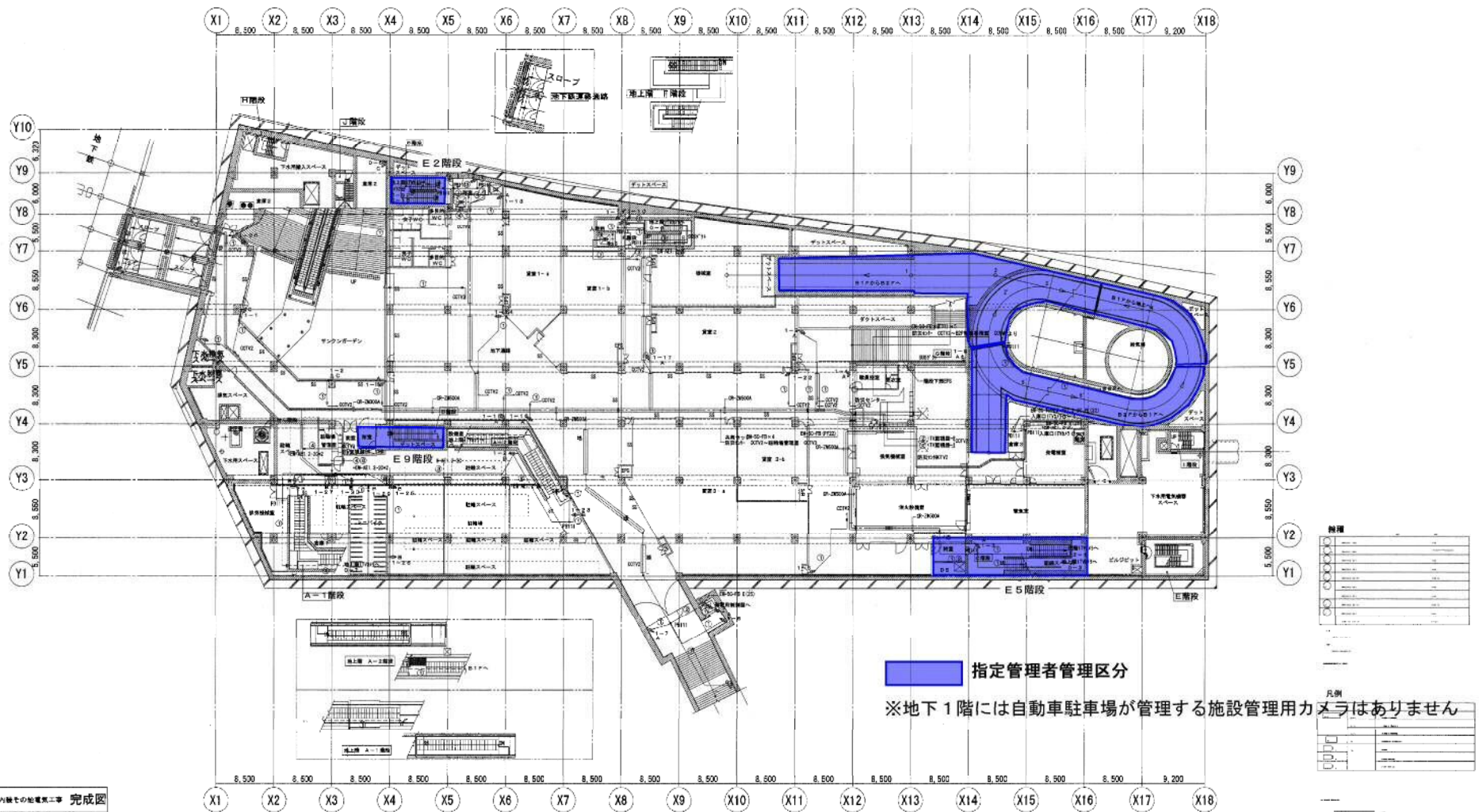
電気社・アイリ特約共同企業体

地上平面図 1:300

記号	名称	仕様
①	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
②	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
③	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
④	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑤	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑥	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑦	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑧	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑨	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑩	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑪	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑫	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑬	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑭	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑮	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑯	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑰	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑱	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑲	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
⑳	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉑	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉒	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉓	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉔	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉕	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉖	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉗	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉘	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉙	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉚	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉛	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉜	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉝	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉞	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㉟	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊱	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊲	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊳	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊴	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊵	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊶	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊷	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊸	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊹	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊺	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊻	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊼	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊽	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊾	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)
㊿	カメラ	1/3インチ CCDカメラ (1/3インチ)

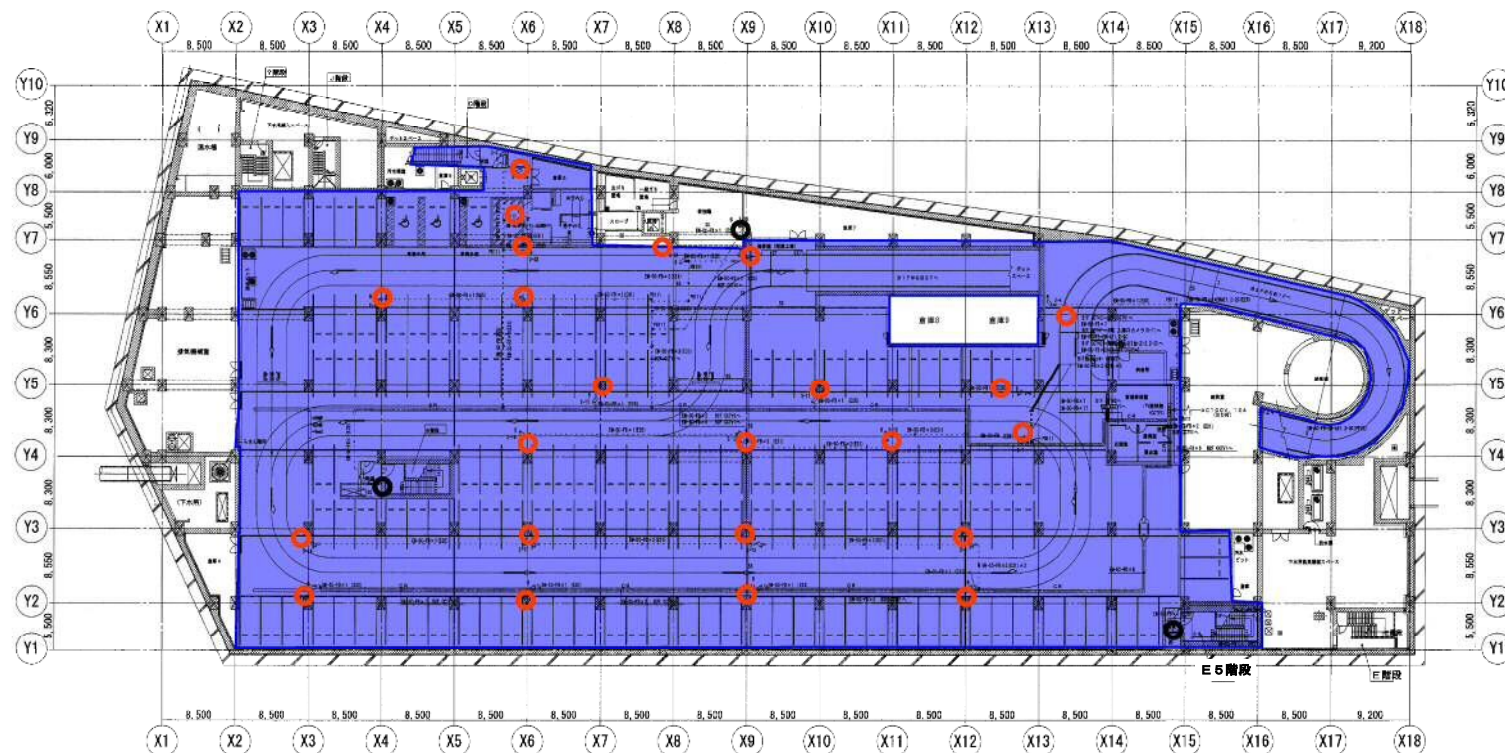
指定管理者管理区分図

地下1階



指定管理者管理区分図

地下2階



○ 自動車駐車場が管理する施設管理用カメラ (23基)

○ その他が管理する施設管理用カメラ

指定管理者管理区分

凡例

記号	名称	内容
△	エレベーター	エレベーター
□	エレベーター	エレベーター
○	エレベーター	エレベーター
△	エレベーター	エレベーター
□	エレベーター	エレベーター
○	エレベーター	エレベーター

注記：記入なき配管、配線は下記に記す。

GR ケーブルラック

経理 (駐車場エリヤは露出配管)

(1)	EW-30-FB×1	(E23)
(2)	EW-30-FB×1	(E23)
(3)	EW-30-FB×2	(E31)
(4)	EW-30-FB×3	(E31)
(5)	EW-30-FB×2	(E31) × 2
(6)	EW-30-FB×2	(E31)
(7)	EW-30-FB×3	(E31)
(8)	EW-30-FB×3	(E31) × 2

PR11 300×300×150×150×100
PR12 300×300×150×150×100
PR13 300×300×150×150×100
PR14 300×300×150×150×100
PR15 300×300×150×150×100
PR16 300×300×150×150×100
PR17 300×300×150×150×100
PR18 300×300×150×150×100
PR19 300×300×150×150×100
PR20 300×300×150×150×100
PR21 300×300×150×150×100
PR22 300×300×150×150×100
PR23 300×300×150×150×100
PR24 300×300×150×150×100
PR25 300×300×150×150×100
PR26 300×300×150×150×100
PR27 300×300×150×150×100
PR28 300×300×150×150×100
PR29 300×300×150×150×100
PR30 300×300×150×150×100
PR31 300×300×150×150×100
PR32 300×300×150×150×100
PR33 300×300×150×150×100
PR34 300×300×150×150×100
PR35 300×300×150×150×100
PR36 300×300×150×150×100
PR37 300×300×150×150×100
PR38 300×300×150×150×100
PR39 300×300×150×150×100
PR40 300×300×150×150×100
PR41 300×300×150×150×100
PR42 300×300×150×150×100
PR43 300×300×150×150×100
PR44 300×300×150×150×100
PR45 300×300×150×150×100
PR46 300×300×150×150×100
PR47 300×300×150×150×100
PR48 300×300×150×150×100
PR49 300×300×150×150×100
PR50 300×300×150×150×100
PR51 300×300×150×150×100
PR52 300×300×150×150×100
PR53 300×300×150×150×100
PR54 300×300×150×150×100
PR55 300×300×150×150×100
PR56 300×300×150×150×100
PR57 300×300×150×150×100
PR58 300×300×150×150×100
PR59 300×300×150×150×100
PR60 300×300×150×150×100
PR61 300×300×150×150×100
PR62 300×300×150×150×100
PR63 300×300×150×150×100
PR64 300×300×150×150×100
PR65 300×300×150×150×100
PR66 300×300×150×150×100
PR67 300×300×150×150×100
PR68 300×300×150×150×100
PR69 300×300×150×150×100
PR70 300×300×150×150×100
PR71 300×300×150×150×100
PR72 300×300×150×150×100
PR73 300×300×150×150×100
PR74 300×300×150×150×100
PR75 300×300×150×150×100
PR76 300×300×150×150×100
PR77 300×300×150×150×100
PR78 300×300×150×150×100
PR79 300×300×150×150×100
PR80 300×300×150×150×100
PR81 300×300×150×150×100
PR82 300×300×150×150×100
PR83 300×300×150×150×100
PR84 300×300×150×150×100
PR85 300×300×150×150×100
PR86 300×300×150×150×100
PR87 300×300×150×150×100
PR88 300×300×150×150×100
PR89 300×300×150×150×100
PR90 300×300×150×150×100
PR91 300×300×150×150×100
PR92 300×300×150×150×100
PR93 300×300×150×150×100
PR94 300×300×150×150×100
PR95 300×300×150×150×100
PR96 300×300×150×150×100
PR97 300×300×150×150×100
PR98 300×300×150×150×100
PR99 300×300×150×150×100
PR100 300×300×150×150×100

大宮駅新駅舎 (名称) 等内装その他電気工事 完成図

1 TV監視設備 地下2階平面図	図 77
縮尺	1/300
保 修	完成
基 礎	平成 13 年 10 月 31 日
名古屋市住地都市局営繕部電気設備課	
本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	

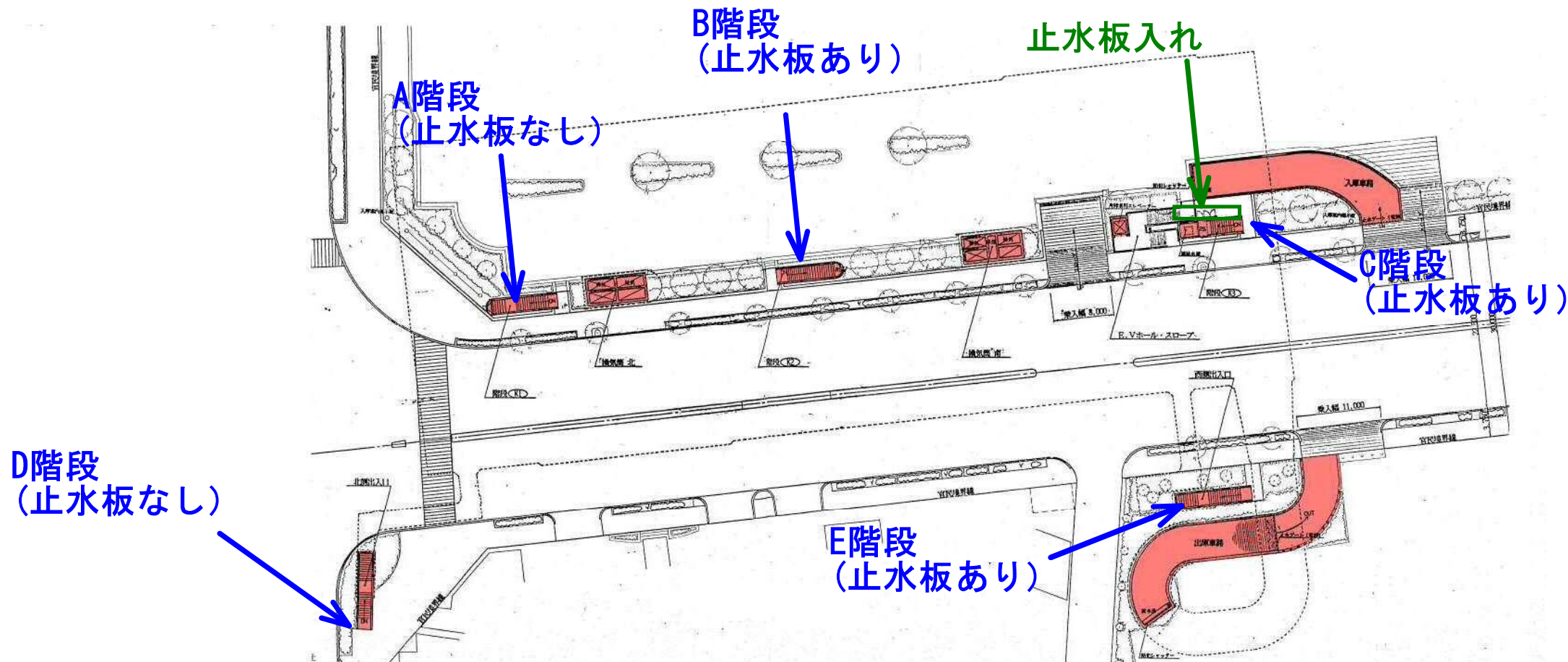
緑電社・アイワ特設共同生庫

止水板について（名古屋市吹上駐車場）

＜階段現地表示及び止水板設置の有無＞

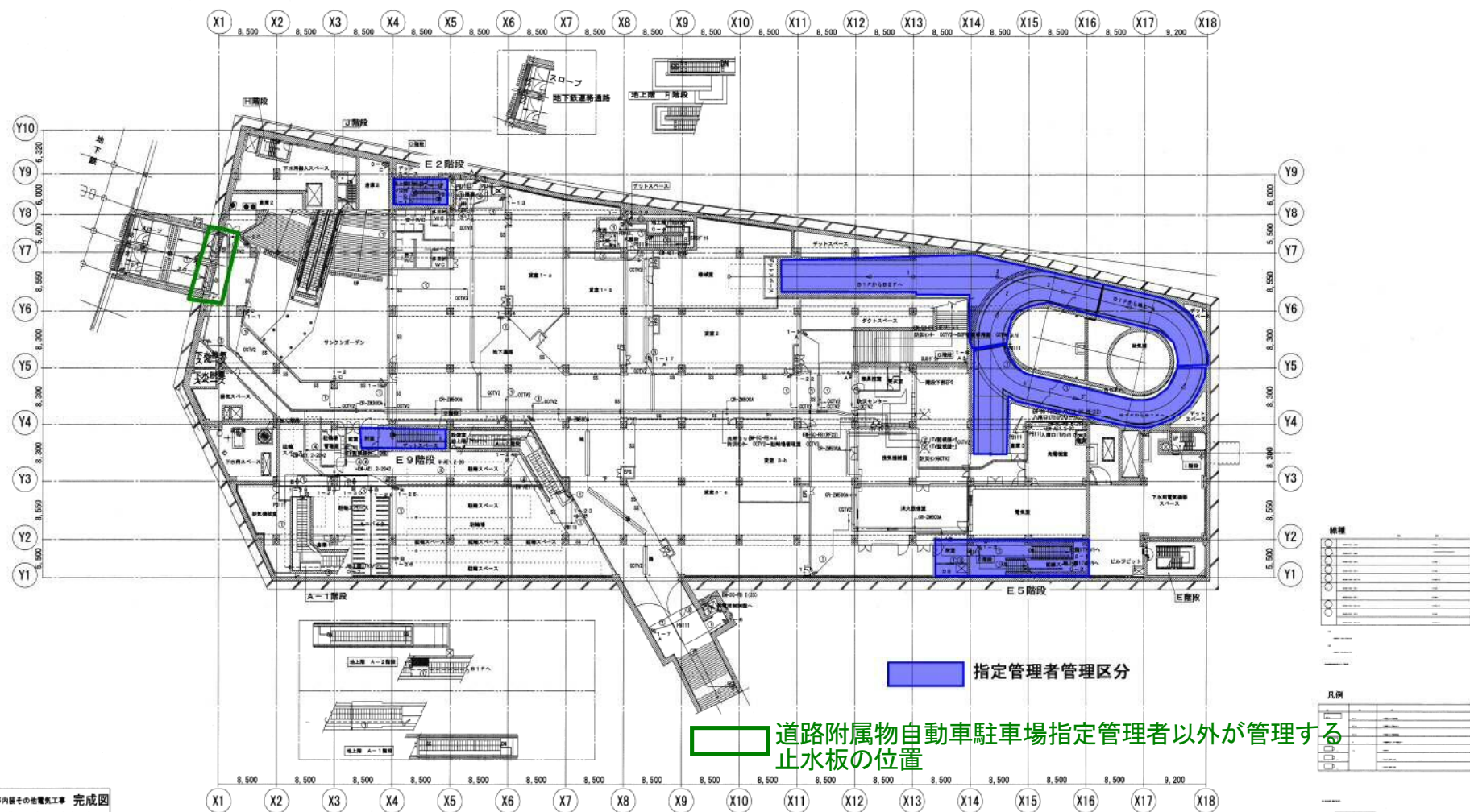
指定管理者管理区分

※指定管理者管理区分外であっても指定管理施設に関わるものは指定管理者が管理するものとする。



止水板について（名古屋市大曽根駐車場）

地下1階



大曽根駅前駐車場（仮称）等内蔵その他電気工事 完成図			
1 TV監視設備 地下1階平面図		No. 76	
縮尺 1/300		96	
図	説	完成	
18	10	31	
名古屋市住宅都市局営繕部電気設備課			
本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする		緑電化・アィフ特別内用企業体	